

大網白里市監査委員告示第1号

平成29年1月5日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出のあった大網白里市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を実施したところ、同条第8項に定める監査委員の合議により決定したので、請求人への通知内容を別添のとおり公表する。

平成29年3月1日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

第1 請求の受付

1 請求人

略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成29年1月5日である。

3 請求の内容（原文のまま掲載）

請求の要旨

不当な公金の賦課、徴収

平成25年度に発生した、A中学校（当時）のB〇〇教諭（以下「B教諭」と言う）が中学1年生（当時）の生徒であるC（以下「子供」と言う）に対し、大声で怒鳴り胸ぐらをつかんで押した案件について、B教諭は平成25年7月16日に一旦謝罪したにもかかわらず、その後、弁護士に依頼し、処分を逃れようとして虚偽の報告をするなど、体罰の事実を隠ぺいしようとしてきました。更に、こうしたB教諭をかばった学校及び教育委員会の対応により、子供が計り知れない精神的苦痛を負わされたことから再三抗議してきましたが、最終的には、平成26年2月25日付けの文書【事実証明書1 証拠方法一甲8】で、B教諭に対する嚴重注意処分と謝罪を促すよう働きかけを行ってまいりますとの回答がありました。そして、4月の人事異動によりB教諭は何らの謝罪もなく他校に転勤し、問題の解決は棚上げ状態のまま時間が経過するばかりでした。そのため、事実を明らかにすることを目的として千葉地方裁判所八日市場支部に対して国家賠償法第1条第1項に基づく訴訟の提起【事実証明書1】を行ったものです

その結果、平成28年3月15日、大網白里市に対し11万円及びこれに対する平成26年9月27日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払うよう判決【事実証明書2】がありました。この判決に対して市からの控訴はなく、判決は確定し（従って、市は裁判所の事実認定を受け入れたこととなります。）、その後、遅延損害金を含め確定した金額118,434円が市から支払われ4月8日に受け取りました。（なお、平成28年11月16日付けで裁判所から39,717円を支払うよう訴訟費用確定処分があり、12月21日付けで、市から訴訟費用額の納入通知が届いたので、すぐに納入しました。こうした市の対応から見ても、市は形式的に物事を処理し、傷ついた生徒の気持ちを逆なでするばかりで、何の反省もしていないように感じ許すことはできません。）

裁判の結果から、B教諭の行為は、故意による体罰があることが明らかであることから、平成28年5月2日に市に対して、国家賠償法第1条第2項に規定する損害賠償金の求償とB教諭の処分を求める上申書【事実証明書3】を提出したところ、平成28年6月1日付けで回答【事実証明書4】があり、損害賠償金及び遅

延損害金は求償済みであること、処分はこれ以上しないとの内容でした（「これ以上」の「これ」とは事件当日の胸ぐらをつかんだことが確定していないことを前提とする、不適切な指導に対する嚴重注意処分と考えられます）。

このような生徒の安全、安心より教師を守ろうとする市の対応に納得できず、B教諭が県費負担教職員であることから知事への手紙で市への指導などを相談したところ、平成28年8月28日付けで「この件につきましては、大網白里市教育委員会が所管していますので、改めて大網白里市教育委員会へ問い合わせいただくようお願いいたします。」との回答しかもらえず、何の解決にもなりませんでした。

賠償金等の求償は、国家賠償法第1条第2項の「公務員が故意又は重大な過失があった場合は国又は公共団体は、その公務員に対し求償権を有する。」と規定されていることからしても、市がB教諭の行為に故意又は重大な過失あったと判断したことを意味するものです。そうであるにもかかわらずB教諭に何の処分もないことは、大きな矛盾があるといわざるをえません。そこで、平成28年11月29日付けで、再度、上申書【事実証明書5】を提出し処分をお願いしたところ、平成28年12月8日付けで、再び処分しないとの回答【事実証明書6】がありました。

B教諭に国家賠償法第1条第2項にいう「故意または重大な過失」があれば当然処分されるべきもので、B教諭に対する処分がない以上、B教諭には故意又は重大な過失がなかったこととなり、市には国家賠償法第1条第2項に規定する求償権はないことになるはずです。従って、B教諭に求償することは、不当な公金の賦課、徴収にあたります。

そうだとすれば、B教諭に対する求償は、寄付の強要となり、地方財政法第4条の5「・・・、地方公共団体は、他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない」との規定にも違反することとなります。

したがって、市から回答のあったB教諭に対する求償については、地方財政法第4条の5に反する寄付の強要であり、国家賠償法第1条第2項に規定する求償と評価することはできません。市はB教諭に対する求償を怠っていることになり、公金の賦課、徴収が適正に行われていないこととなります。

B教諭の故意による体罰、その後の故意による事実の隠蔽について、地方公務員法の処分を行ったうえで、国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償を求めるものです。

国家賠償請求に至るまでの事件の経過

事件の経過については、証拠書類として提出した訴状(写し)及び訴状に添付の「学校事故報告書(写し)」他、「判決文(写し)」などにより事実は確認できると思いますが、主な経過は次のとおりです。

(1) 平成 25 年 7 月 12 日に学校から電話連絡があり、内容は、美術科担任の B 教諭が子供に対する行き過ぎた指導(美術科の授業中に、子供がレタリング作品を見せに教室前方の教卓に行った際、教諭が「ふざけるな」と大声で怒鳴り、スケッチブックを担任の机に強くたたきつけるように置き、胸ぐらをつかみ押した。)について、7 月 16 日に家に伺い謝罪したいとのことでありましたが、学校に伺うこととしました。【事実証明書 1 の証拠方法-甲 1】

7 月 16 日に学校へ伺い謝罪を受けましたが、B 教諭の態度は、首をかしげたり、ため息をつくなど、誠意が全く伝わってきませんでした。

B 教諭に、大声で怒鳴り胸ぐらをつかんだ理由と子供が悪かったのかを聞きましたが、「もっとできる生徒であるので、・・・」など言い訳のようなことばかりでした。学校側に「本当にうちの子供は悪くないのか。」と確認の意味で聞いたところ「悪くありません。」との返事でした。

謝罪の中で、B 教諭の言っていることが変わってしまうことがあったり、子供の言うことにはっきりしないところもあったことから、まだ調査が不足していると判断し、学校に再調査したうえで、教育委員会への報告書が作成できたら見せていただき、全てが納得のもと後日謝罪を受けることとしました。【事実証明書 1 の証拠方法-甲 1】

(2) 平成 25 年 8 月 8 日付けで、突然、D〇〇法律事務所から封書が届き中身を見ると送付文に手紙 1 通、アンケート 1 組と書かれていましたが、アンケートのみで手紙は入っていませんでした。

アンケート 18 通の写しには、子供が悪いと記されている部分に赤のアンダーラインが引いてあるだけで、依頼人も分かりませんでした。B 教諭以外には考えられませんでした。【事実証明書 1 の証拠方法-甲 2、3】

なお、同日、学校と教育委員会に手紙の控えが送付されているとの連絡があり、手紙が入っていないことを伝えたところ、手紙の控えは、「B〇〇代理人弁護士 D〇〇」から送付されているとのことで、子供に面会するための日程調整について、8 月 19 日に電話連絡すると書かれていたとのことでした。

そして、学校に、B 教諭が弁護士を依頼したこと、個人情報やアンケートの持ち出しを許可したのかと聞いたところ、全て学校に許可なく B 教諭が独自に行動していることが分かりました。

その日のうちに、D〇〇法律事務所に電話を入れましたが、留守電で夏休みとなっていました。学校も B 教諭に連絡してくれましたが、お盆の期間に休暇を取っており、連絡がつかない状況なので、メールで用件等を送ったとの報告を受けました。

8 月 19 日午後 6 時 15 分、弁護士からの電話に対応し、今回の対応に抗議し、B 教諭が弁護士に依頼した理由を尋ねると「依頼人は、怖がっている。それは、学校から病院に行きなさいと言われ、行かなければ処分されると思っている。」という回答でした。

最後に、子供との面会を拒否し、今後、一切の連絡は入れないように申し入れました。

8月19日に入れ忘れの手紙の送付がありましたが、手紙は、子供が悪いとアンケート結果を更に強調していました。

そして、D弁護士は、「結果は誰かに言われて統一して書いたとしか考えられない」とアンケート結果を否定し、B教諭の正当性を主張してきたのです。

その後の子供は、テレビを見ている時、突然、「僕、あんな所(裁判所の被告人席)に立たされるの。」と聞いたり、食欲が落ちたり、B教諭の話 avoider ようになってしまいました。

最初のアンケートの送付、次に手紙の送付により2度も攻撃されたことが原因で、ひどく傷ついていることは明らかでした。

手紙の中には、「しかるに、関係者は、教諭が悪いと言って、責めたてています。B教諭にも人権があります。」と書かれていましたが、小学校を卒業したばかりの13歳の生徒に、教師が弁護士に依頼し、突然、責めたてるほうが、より大きな人権侵害であることはあまりに明らかです。【事実証明書1の証拠方法-甲4】

8月16日付けの文書で、B教諭が弁護士に依頼して子供を責め立ててきたことに抗議したところ、8月26日付けで、「私が、弁護士さんにと相談したり、判断を求めることは、ごく当たり前のことだと思います。」の回答で納得できるものではありませんでした。

このような教師には生徒の指導はできないと思い、学校へ対応を求めたところ、当面は、美術の授業を他の教師が見回ることとなりました。

(3) 平成25年10月3日のB教諭と子供の話し合いは、2学期が始まり、子供が美術の授業に出ることに苦痛を感じ、2学期最初の美術の授業が始まる前に、B教諭と話したいと自ら学校へ申し出たものです。

話し合いにより、B教諭に本当のこと言ってもらい、すっきりした気持ちで学校へ通いたいという子供の素直な気持ちの表れです。

話し合いに教育委員会の立ち会いを求めたところ、B教諭は弁護士の立ち会いを学校に申し入れてきました。9月30日付けでD弁護士から「ご連絡とご照会」が郵送され、話し合いに同席することの連絡がありました。

保護者として弁護士の立ち会いを拒否することを学校に申し入れましたが、弁護士が立ち合わなければB教諭が話し合いに応じないことから、弁護士の立ち会いを認めざるを得ず、D弁護士の立会いのもとで話し合いが実現しました。

話し合いの場では、子供がB教諭に弁護士を依頼した理由を聞いたところ、「クビになると生活に困る。」「お父さんがクビになったらどうする。」などと言われ、更に、アンケートの結果は信ぴょう性がないなどと言われたことから、子供は「B教諭は本当のことというクビになり、家族が生活できなくなる。だから、弁護士を頼んで、僕だけではなくアンケートに答えたクラスメートま

でも嘘をつきにしている。」と怒り心頭でした。【事実証明書1の証拠方法一甲5、6】

(4) 平成25年10月3日のB教諭と子供の話し合いの前に、弁護士から9月30日付けで送られてきた「ご連絡とご照会」に対して回答するとともに、弁護士に10月8日付けで、「今後、円満解決するためには、どのような方針で進めるのですか。」との質問をしたところ、10月31日付けで、「事件の発端となった生徒が謝罪し、先生は胸ぐらをつかんだようにも見えたやりすぎの指導を謝罪し、学校管理者や教育委員会はB教諭に対するパワーハラスメントを謝罪すべきである」との回答であり、B教諭が被害者であると受け取れる内容でとても認められるものではありませんでした。

(5) B教諭と教育委員会に再三抗議するとともに、B教諭の処分と謝罪を求めましたが、B教諭には、面会も「会っても話すことはありません。ですから会いません。」【事実証明書1の証拠方法一甲7】と拒否され、何も進展しないことから、関連する機関等へ相談しました。

平成25年12月9日、B教諭の任命権者は千葉県であることから、知事への手紙で問題解決をお願いしたところ、大網白里市教育委員会へ情報提供するとの回答がありましたが、到底納得できるものではありませんでした。

平成25年12月10日、子ども人権110番に相談しましたが、教育委員会が対応しているということから相談に乗ってもらえませんでした。

平成26年1月21日、文部科学省にメールで相談したところ、サービス監督権者は大網白里市教育委員会であるので伝えるとの回答でした。

平成26年2月3日、法務省インターネット人権相談窓口にもメールで「弁護士は、依頼者の人権を守るためには、小学校を卒業したばかりの13歳の中学生の人権を侵害することも仕事の範囲内なのですか。」と相談したところ、「弁護士は、何をしてもいいといったことではなく、まずは、子どもを守るためにはどうしたらよいかの主眼に置かれるべきだと考えます。」との回答があったうえで、「弁護士の対応に問題があるとお考えの場合は、千葉県弁護士会にお問い合わせください」と千葉県弁護士会の連絡先を紹介して頂きました。

平成26年2月13日に千葉県弁護士会に電話で相談したところ、内容によっては指導もあるが、強制力はないとのことでした。

(6) 平成26年2月3日付けで大網白里市教育委員長宛てに、B教諭の不当な行為に対する見解と厳正な対応を求めましたが、平成26年2月25日付けの回答は、美術の時間の不適切な指導を厳重注意処分する内容で、胸ぐらをつかんだこと、子供の人権を侵害し恐怖と苦痛を与えた行為は処分の対象ではありませんでした。

なお、B教諭の行為は、一つ一つは全て処分の対象ではないとの見解でしたが、保身のため故意に行われた一連の行為は極めて悪質であり、総合的な判断

を怠っていることからしても、納得できる回答ではありませんでした。【事実証明書1の証拠方法一甲8】

教育委員会の判断は、子供のことを第一に考えた厳正な判断とは受け取れなかったことから、再度、平成26年2月27日付けで、抗議し質問の回答を求めたところ、前回の回答のおりとの回答であり、その後、4月の人事異動によりB教諭は他校に転勤し、結局、解決の糸口さえつかめないまま、何もなかったかのように、時間だけが経過する状況になってしまったのです。

(7) 親として、子供の大きな心の傷をできる限り小さくし、そして、中学生の保護者として、教師が家族を養うための安全な職場から生徒が安全に安心して学校生活を送れる学校を取り戻すため、平成26年9月10日に国家賠償請求訴訟【事実証明書1】を提起し、平成28年3月15日に事実関係について原告の主張を認める判決【事実証明書2】が言い渡されたのです。

理由

B教諭は、一旦は胸ぐらをつかんだ行為も含め謝罪したにもかかわらず、それが体罰の証拠となることを恐れ、根拠となったアンケートに信憑性はなく胸ぐらをつかんだ事実はないと一転して、弁護士に依頼するなど子供を責め立ててきました。

このことは、B教諭と子供との話し合いの中でも、弁護士を依頼した理由について、「・・・、自分の身を守るため、自分の子供を養っていくため弁護士を依頼しました。」【事実証明書1の証拠方法一甲5】と答えていることから明らかのように、胸ぐらをつかむことは体罰（原告弁護士の質問に対する答弁）であり、それによって処分されることを恐れていたことです。

しかし、下記の裁判の結果からも、B教諭の一連の行為は、処分を逃れるための隠ぺい工作であったことが明らかになりました。

これらのことにより、B教諭の体罰、隠ぺい工作、虚偽の報告といった一連の行為が「故意」による不法行為であることは明らかとなりました。従って、B教諭には地方公務員法の処分がなされた上で賠償金を求償すべきであり、何らの処分もなく、賠償金等を求償することは、実態としては寄付の強要であり、公金の賦課、徴収が適正に行われていないこととなります。

なお、B教諭に対してなされた嚴重注意処分は、事件当日の胸ぐらをつかんだことは確定していない状況で、胸ぐらをつかんだことを除いた不適切な指導に対するものであり、裁判により事実認定された胸ぐらをつかんだ体罰、その後の事実を隠ぺいする行為に対する処分は何ら行われていません。

(1) B教諭は、自らの保身のため、胸ぐらをつかんだ証拠となるアンケート調査について、弁護士に依頼し、「結果は誰かに言われて統一して書いたとしか考えられない。」【事実証明書1の証拠方法一甲4】、また、B教諭との話し合

いでは「アンケートに信憑性がない（子供に）聞いて書いたと書いてあったものがある。」【事実証明書1の証拠方法一甲6】など、子供がアンケートを誘導したかのように責め立てたが判決では「……。したがって、本件アンケートは、信用性が高く、これにより裏付けられる原告の供述も信用できる。」【事実証明書2のP10の下から10行目】、「……。信用性に乏しいと言わざるを得ず、証人Bの証言を採用することはできない。」【事実証明書2のP10の下から3行目】との理由から、アンケート調査については、信憑性があり、子供が誘導したものではないとの判断がなされています。

(2) そして、判決はB教諭が胸ぐらをつかんだか否かは、裁判所の判断の文中の「……。机に叩き付けた上、原告の胸ぐらをつかんで押すという有形力の行使にまで及ぶものである上、本件行為の結果、Bと比較してより体格の小さい原告は、よろけて後ろの机に衝突してしまったのであり、その有形力の程度は、強いものである。」【事実証明書2のP11の(3)の上から7目】、及び、「……。を踏まえても、本件行為は教育的指導の範囲内とは評価することのできない違法な有形力の行使であって、国家賠償法上違法の評価を受けることは避けられない」【事実証明書2のP11の(3)の上から15行目】との記述は、胸ぐらをつかんで押したことが事実として認定され、その行為は体罰であるとの判断がなされたものです。

結論

B教諭の謝罪撤回からの下記の一連の行為は、処分を逃れるための隠ぺい工作であり、これらの行為は故意による不法行為であると判断できます。

したがって、市長、教育長は、改めてB教諭に対して、地方公務員法の処分を行ったうえで、適正に国家賠償法第1条第2項の規定に基づき求償する必要があります。

記

- ・ 大声で怒鳴り胸ぐらをつかんで押すという体罰を行った。
- ・ 生徒、保護者に謝罪後、処分を逃れるため謝罪を撤回して生徒、保護者、学校などを混乱させるなど公務員としての信用を失墜させた。
- ・ 胸ぐらをつかんだ事実を隠ぺいするため、弁護士に依頼し子供の行動を責め立てるとともに面会を要求するなど、弁護士に依頼することがB教諭の権利であったとしても、小学校を卒業したばかりの子供は強い恐怖と大きな苦痛を味あわされた。
- ・ アンケート調査の結果に対する子供が誘導したような発言で子供は嘘つきにされたうえ、アンケートに答えたクラスメートまでも嘘をつきにされたことについては、子供が大変な苦痛を受けたことB教諭の言動は体罰と同様の行為である
- ・ 生徒と教師の話し合いに弁護士を同席させた子供を動揺させた。

- ・保護者の面会要求を何度も拒否し続け職務を放棄した。
- ・最終的な謝罪もなく転勤した。
- ・裁判において、学校報告書は校長のねつ造、アンケートは誘導されたものなどと繰り返し、事実の隠ぺいに終始した。

求める措置

- (1) 市長は、不当にB教諭に賠償金等の寄付を強要するのではなく、B教諭に故意による不法行為があったことは明らかであり、改めて国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償を行うよう求めます。
- (2) 国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償は、故意又は重大な過失があった場合であることから、服務監督権者である市長、及び、教育長にB教諭に対する地方公務員法の懲戒処分を求めます。

以上が、請求の要旨になります。

このままでは、教師に不当・違法な行為があっても、全て弁護士に依頼し事実の隠ぺいをしようとすれば、最終的に国家賠償請求訴訟により教師に不当・違法な行為が事実認定されても、賠償金等について市の不当な請求に従い寄付することにより何の処分もないという最悪の前例となり、大網白里市の学校に通う児童・生徒は、安全で安心な学校生活を送ることはできません。

教師の安全な職場から児童・生徒が安全で安心できる学校を取り戻せるよう、よろしくお願い致します。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書

1. 訴状（控え）
2. 判決文（写し）
3. 上申書〈平成28年5月2日〉（控え）
4. 上申書に対する回答〈平成28年6月1日〉（写し）
5. 上申書〈平成28年11月29日〉（控え）
6. 上申書に対する回答〈平成28年12月8日〉（写し）

（請求書添付の「事実証明書」略）

4 請求の要件審査

本件請求について、要件審査を行ったところ、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認められることから、平成29年1月19日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

市がB教諭に対して、相当なる懲戒処分をした上で、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使をしていないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実に該当するか否か。

2 監査対象課等

教育委員会管理課

3 証拠書類の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、平成29年1月24日、陳述に代えて下記のとおり陳述書及び追加資料の提出がなされこれを受理した。

(原文のまま掲載)

平成29年1月4日付けで請求しました職員措置請求は、確定判決で認められたB教諭の故意に基づく不法行為に対して適切な処分を行わないまま国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償と称してB教諭に対して違法に寄付を強要し、B教諭の寄付金により賠償金等を補てんすることで事態を糊塗しようとする市の行為に対してB教諭に対する適正な国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償を求めるものです。

そもそも、国家賠償法上の公務員に対する求償は、職員に故意又は重大な過失があった場合に行うものであり、今回行われた「求償」についてもその根拠を明らかにする必要があります。

ところで、確定判決において、学校が生徒に行ったアンケート調査は信用性があり、胸ぐらをつかむなどの行為は不法な有形力の行使すなわち体罰であること及び、B教諭の謝罪撤回からの一連の行為は、処分を逃れるための隠ぺい工作であったことが明らかとなりました。そこで、上申書でB教諭の処分と賠償金等の求償を求めましたところ、損害賠償金及び遅延損害金は求償済みであること、処分はこれ以上しないとの回答がありました。

「処分はこれ以上しない」との回答の「これ以上」とは、胸ぐらをつかんだことが確定していない状況において、平成26年2月7日に非公開で開催されました臨時教育委員会会議の結果から、平成26年2月25日付けの文書【事実証明書1の証拠方法-甲8】で、B教諭に対し、不適切な指導について及び、前向きに解決しようとし、長期化したことについて嚴重注意処分を行うというものです。(確定判

決で事実認定された胸ぐらをつかんだ体罰は処分の対象ではありません。)

従いまして、裁判で明らかになった体罰とその隠ぺい工作に対する処分はありません。しかも、当初の嚴重注意処分は確定判決前のしかも確定判決と異なる事実認定に基づくもので賠償金等を求償する根拠となるとは考えられません。

大網白里市が平成 28 年 11 月 22 日に懲戒処分の公表【事実証明書 7 (追加)】では、2 名の市職員が不適切な事務処理を理由に戒告と減給 1/10 (3 か月)の懲戒処分がありました。

市の職員の懲戒処分は、やるべきことを怠った不作為によるものに対するものであるのに対し、B 教諭の行為は生徒に対する非違行為である体罰を犯しながら、処分を逃れるため故意に体罰を隠ぺいするため、虚偽の報告、生徒に対する侮辱的な言動、保護者との面会拒否など、極めて悪質な一連の行為であり、処分がなされないことは全く理解できません。同じ市の職員でも、B 教諭が県費負担教職員であることから、懲戒処分の規定が異なっていると、処分をしないという市の対応は理解することはできません。

そこで、千葉県ホームページに掲載されています県費負担教職員も対象となります千葉県教育委員会の懲戒処分の指針【事実証明書 8 (追加)】を見ますと、「第 2 標準例」では、今回の胸ぐらをつかんだ体罰は生徒に負傷を負わせていないことから懲戒処分の対象ではないとしても、「第 1 基本事項」の中に非違行為後の対応も含め総合的に判断することとなっており、これを B 教諭の事例にあてはめると、処分を逃れるため故意に体罰を隠ぺいしようとした虚偽の報告など、一連の行為は極めて悪質であり、B 教諭が、なぜ懲戒処分の対象とならないのか理解ができません。

処分できない理由を考えてみますと、B 教諭が弁護士に依頼して事実を否定し、子供に恐怖や苦痛を与えたことに対して、市教育委員会は「B 教諭が弁護士に依頼したことは権利の行使であり、処分の対象には当たらないと考えます。弁護士の弁護士活動に、コメントを述べる立場にはありません。」【事実証明書 1 の証拠方法- 甲 8 の別紙】との見解であり、教育委員会は B 教諭が謝罪した以降の隠ぺい工作は全て弁護士に依頼しているとの判断から、これらの行為は B 教諭の権利の行使であり、子供が恐怖や苦痛を受け、学校、教育委員会、更に大人を不審に思うことは仕方がなくやむを得ないことと判断したのではないかと考えられます。これでは、教育委員会は何のために設置されているのか大いに疑問が残ります。他方、弁護士などの圧力により B 教諭に対する処分ができないのか確認したところ、そのようなことはないとの回答でした【事実証明書 1 の証拠方法- 甲 8 の別紙】。しかしながら、実際には、市が B 教諭を処分した場合、B 教諭から訴訟などで処分が争われることを恐れたのではないかとさえ思われます。

しかし、体罰を行ったばかりか、その事実を隠ぺいしようとしたことは、B 教諭の故意により行われたものであり、弁護士に依頼すること自体が権利の行使だとしても、生徒・保護者に大きな苦痛などを与え、学校、教育委員会を混乱させたこと、

裁判において損害賠償金が発生したことは事実であり、生徒、保護者の立場から見れば誰もが懲戒処分が妥当であると考えます。

職員措置請求書の「4 結論」に記載しましたB教諭の謝罪撤回からの一連の行為8項目について、不当・違法性、また、千葉県教育委員会の懲戒処分の指針による処分の対象か否かを調査していたうえで、市長、教育長に対して B教諭に対する厳正な処分と正当な求償が行われるよう勧告くださいますよう、よろしくお願い致します。最後に楽しい思い出が多くできる中学校時代であるべきだった中学1年当時の平成25年7月9日に事件が発生してから中学3年生当時の判決があった平成28年3月15日までの3年間は、B教諭や市の勝手な都合ばかりから、子どもが一生忘れることのできない最悪な記憶として残り続け、成長に支障となることを想像したくありません。

親として、子供の大きな心に傷をできる限り小さくし、そして、生徒の保護者として、教師が家族を養うための安全な職場から生徒が安心して安全な学校生活を送れる学校を取り戻していただきたく、厳正な判断をお願いするものです。

事実証明書（追加）

7. 大網白里市の懲戒処分の公表記事
8. 千葉県教育委員会の懲戒処分の方針

（陳述書添付の「事実証明書」略）

4 関係人調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成29年2月3日、関係職員から関係人調査を行った。なお、下記のとおり弁明書の提出がなされこれを受理した。

（原文のまま掲載）

1 弁明の趣旨

- （1）請求1については、棄却する。
- （2）請求2については、却下する。

2 弁明の理由

（1）請求1に対して

- ① 本請求に係る損害賠償請求事件は、平成28年3月15日に千葉地方裁判

所八日市場支部において判決の言渡があり、同判決は同年3月31日に確定したものである。

- ② この判決において、B教諭の行為について、「教育的指導の範囲内とは評価することのできない違法な有形力の行使であって、国家賠償法上違法の評価を受けることは避けられない。」と判断されていることから、当該教諭に対し平成28年4月12日付けで国家賠償法第1条第2項に基づき本市が同判決によって支払いを命じられた金118,434円の求償を求めたものであり、寄附の強要をしたものではない。

なお、当該教諭からは平成28年4月19日同金額の支払を受けている。

(2) 請求2に対して

- ① この請求は、住民監査請求の財務会計上の行為の要件を満たしていない。
- ② 本市教育委員会は、当該教諭に対して地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条に基づく服務監督上の処分（嚴重注意処分）を既に行っている。ちなみに上記判決においても、この処分について「その内容が本件行為を事実として認定しないままの処分であったとしても、教育委員会が、教師に対し、どのような処分をどのような認定、理由で行うかは、その裁量に任されており」と判示されているところである。

なお、同判決には当該教諭の行為を「体罰」とする言及は一切なく、「体罰」と認定するものではない。

B教諭について懲戒処分はなされていないが、回答文が「B教諭に対する処分については、これ以上行いません」とされているのは、請求人の上申書が更なる処分を求めるものであったからである。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 事件の発生

平成25年7月9日、A中学校1年F組の2校時、請求者の長男であるC（以下単に「生徒」という）は、美術科の授業中、担当であるB教諭（以下単に「教諭」という）に質問するため、姓名のうち、姓については完成したが、名である「〇〇」の文字については制作途中のバランスが取れていない文字の状態のまま、教室前方の教卓にいる教諭の下に当該文字を描いたスケッチブックを持って行った。生徒は、教諭に対し、にやけながらややふざけた口調で「新しい明朝体です。」と喋ってスケッチブックを見せた。これに対し、教諭は、「なん

だこれは」、「ふざけるな」と大声で怒鳴り、生徒のスケッチブックを教卓の横にあった担任の机に強く叩きつけ、更に生徒の胸ぐらを掴んで押した。そのため、生徒はよろけて左後方の生徒の机にぶつかった。(以上、平成28年1月19日、千葉地裁八日市場支部で言い渡され確定した判決の事実認定要旨。以下これを「本件行為」という)

(2) 事実の経過

事件発生後、生徒の担任は、事件の把握のため、同室の生徒ら18名に対してアンケート調査を行ったが、その内容に対して、教諭は、代理人弁護士を依頼して事実の一部を争った。平成25年10月3日、学校関係者および、上記代理人の立ち会いの下、生徒と教諭が話し合いの機会を得たが、生徒、教諭双方の主張が主要な点の一部で意見があわなかった。本来生徒の学校生活に対する配慮からも、早期に処理すべきであるのに解決に至らなかったため、平成26年2月7日、対象課は臨時教育委員会を開催した。市の教育委員会行政組織規則によれば、県費負担職員の懲戒については、市の教育委員会の議決事項ではないが、市の服務監督責任として、同規則第7条第23号「前各号に掲げるもののほか重要又は異例に属する事項」のうち、異例に属する事項として①少なくとも不適切な指導であったこと、及び、②解決についての姿勢が積極的でないことにより、教諭に対する指導として、訓告とする議案が提出され、表現としては「嚴重注意」とすること、これに回答書を作成して保護者に説明することが議決された。

当時、教諭は、事実について、胸ぐらをつかんだことを否認し、主張が一貫しない点があったが、市は、前記の理由で、指導として嚴重注意とすることとし、他方で、それ以上に、懲戒処分に関し、県に内申すべきかどうかについては、委員会の議事に掛けられてはいなかった。

その後 同年9月10日、請求人とその夫は、生徒の法定代理人として、千葉地方裁判所八日市場支部に教諭の行為について、市に国家賠償法第1条による損害賠償請求訴訟を提起し、教諭は、補助参加人として訴訟参加した。

平成28年3月15日、前記訴訟(第一審)の結果、市に対して、金11万円と遅延損害金を支払うことを命じる判決が出されて、市が敗訴した。

判決内容によると教諭の行為は「怒りをあらわにして大声で怒鳴り、スケッチブックを机に叩きつけた上、原告の胸ぐらをつかんで押すという有形力の行使に及ぶものである上、本件行為の結果、B(教諭)と比較してより体格の小さい原告は、よろけて後ろの机に衝突してしまったものであり、その有形力の程度は、強いものである。本件行為は、仮にBの述べるとおり、指導の意図が含まれていたとしても、原告の言動に対するものとして、明らかに過剰である。」とし、結局「本件行為が短時間の一回限りのものであり、原告が傷害を負っていないこと、原告のふざけた態度が本件行為の契機となっていることなどを踏まえても、本件行為は教育的指導の範囲内とは評価することのできない違法な

有形力の行使であって、国家賠償法上違法の評価を受けることは避けられない」と言うものであった。

この判決は双方控訴せず確定し、市は遅延損害金を含めてこれを生徒に支払った。

市は、生徒への支払いとほぼ同時に、教諭に対して、同金額を求償することとして、同年4月12日付で、教諭の代理人弁護士に宛てて支払いを請求した。これに対して、教諭は、同請求の支払い期限である同月28日以前である同月19日に全額を支払って市はこれを収受した。なお、この決裁文には、求償権の行使の要件である、教諭の「故意又は重過失」の有無についての要件該当性については言及されていなかった。

その後、請求人は同年5月2日付で、市に対して、判決の事実認定と違法性の判断に基づき、「地方自治法上の懲戒処分は当然のこととして、最も重い免職処分が相当であると考えます」として、懲戒処分を求める上申をしたが、この生徒の親による上申に対しては、同月18日付で「B教諭に対する処分については、これ以上行いません」との回答文案が作成され、その後同月20日に定例教育委員会が開催されたが、議事録によれば、他の案件とともに、本件について「A中学校の件は、原告側から上申書の提出があった」との報告がなされたが、B教諭について処分を検討しない（あるいは処分を県に求めない）との結論は教育委員会の議決事項とされず、これについて意見を委員に求めたことも意見があったことも記録されていなかった。また、議事録上では、前記回答文案が教育委員会において追認されたかどうかもうかがい知ることができない。なお、対象課によれば、このような敗訴案件は市において先例もみあたらず、初めてのことであり、そうであれば、前例、慣例にならった処理ができない事案であり、どのような結論にいたるかは教育委員会の判断に委ねられることとしても、手続として、本件が一つの先例となるので、同規則第7条第23号の「重要、異例」の事案として、教員委員会において協議の対象とするものであった。

結局、請求人のこの上申に対する回答は、同年6月1日付で決裁されて、請求人らに送付された。決裁文書には、回答文案は添付されているが、改めて判決書は添付されていたかどうかは写しが綴られていないために判らない。なお、教諭に対しては、結局、本件に関しては一度も懲戒処分はなされておらず、判決を受けて、改めて懲戒処分をすべきかどうかについて教育委員会がどのような判断をしたかは、この決裁文に鉛筆書きで「※ 内容については、教育委員会了承済みです」とある以外は、前記のとおり、上申書に対する答えとして回答文作成の決裁を受ける綴りには、意思決定の過程及びその内容を示す文書は見当たらない。

その後、同年11月29日、請求人は、訴訟費用の負担を契機として、重ねて教諭に対する厳重な処分を求める上申書を提出したが、これについて市は、

前回同様、回答を同年12月8日付でしている。

2 判断

(1) 請求事由1について

ア 監査の対象について

請求人の主張は、第1に、教諭が市に支払った賠償金は、市によって強要をされた寄付であるとし、その根拠として、懲戒されなかったということは、教諭が本件の事件について、故意も重過失もなかったことになるので、そもそも適正な求償権の行使があったとは言えない。そこで、第2に、教諭の市に対する支払いは、求償金ではないので、求償権の行使はなされておらず、これをしないのは、公金の賦課徴収を怠る事実である、

との主張と解する。

しかし、請求人の主張の第1は、仮に、公金の賦課徴収が違法に行われたとしても、地方自治法第242条第1項によれば、それ自体は住民監査請求の対象とされていない。そこで、この点は、第2の前提問題と善解して、以下第2について検討する。

イ 教諭に対する処分の有無について

まず、市は、弁明書においては、教諭について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第43条に基づいて「服務監督上の処分（嚴重注意処分）」をしたと述べているが、同条は、市町村に、県費負担職員に対するサービスの監督権があることを定めたものであり、公務員の懲戒処分を根拠づける地方公務員法第29条以外の処分を根拠づけるものではない。よって本件については、教諭に対する処分は、判決前も、また判決後もなされてはおらず、「嚴重注意処分」は、厳密には、注意したという指導であり、教諭については、一度も処分はなされていない。この点は、関係人調査期日において、対象課も争っていない。

ウ 求償権の行使について

次に、市は、前記の判決において、教諭の行為が「教育指導上の範囲内と評価することの出来ない違法な有形力の行使であって、国家賠償法上違法の評価を受けることは避けられない」と判断されていることから教諭に対して同法第1条第2項に基づき求償権を行使した旨述べている。しかし、前記の判断は、生徒の市に対する請求権を基礎づけるものである。（仮に指導の範囲内で違法でなければ、市には賠償義務はない）

国家賠償法は第1条第1項で、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責めに任ずる。」とし、第2項で「前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と

している。

したがって、単なる過失による場合は求償することはできない。そうであれば、市が職員に求償する場合には、その決裁にあたって、当該職員の故意・重過失を認定しなければならないはずである。特に、本件のように、職員が教育公務員である場合、教育的指導の意味を持つ一定の有形力の行使は想定されていると考えられるところ、本件では、これが、指導としての相当性を超えて、違法と判断されたものであるが、そうすると、単に、職員が、当該有形力の行使について認識している（故意がある）としても、当該行為が、許された指導行為の範囲を超える違法なものであったとの認識（違法性の認識）があったのか、なかったとすれば、そのような認識を欠いたことに重大な過失がある（言葉を換えれば、誰でも容易に、違法に気が付くべきことであった）と認められる場合に求償権の行使が可能であると解されるが、前記のとおり、教諭に求償を求める決裁文には、このような法文等へのあてはめを行った形跡がない。（なお、仮に、生徒に対する指導の目的がない場合には、単なる暴行であり、違法性を阻却する事由の認識は問題ない。）

エ 求償権行使の要件と懲戒処分

請求人の主張は、求償権の行使には、懲戒処分を要件とすると述べているとも解される。

確かに、公務員がその職務を行うについて、求償権を行使されることは大きな不利益であり、そのような危険を負わされるには、それ相応の有責性（相当な範囲を超えていることを知っているか、知らなかったことに重大な過失がある）が職員に無ければならないことは前記のとおりであり、求償権を行使すべきか否か（特に、先例がない）について、教育委員会の審議に付しても良い事例であるとも言え、これを可とする場合には、請求人の言うように懲戒処分が検討されることもありうるであろう。

しかし、市は、求償権の行使に関する基準は策定しておらず、もとより、懲戒処分が先行していなければ、求償できないとの規定もなく、懲戒処分と求償権行使は、それぞれ独立した要件の検討を要することがらであるから、この点についての請求人の主張は容れられないというべきである。

オ 本件求償権行使の有効性

そうすると、本件の教諭に対する請求については、エに記載したとおり、その手続きに問題がないとは言えないが、本件では、形式的には手続きを踏んで、決裁権者によって、請求権の行使がなされており、これに基づいて求償金が期限までに支払われていることから、公金の賦課徴収を怠っている事実があるとは言えないものである。

なお、請求人は、寄付の強要があったと述べているが、本件の求償金の請求は、教諭の代理人弁護士あてになされており、当然、これらの求償権の行使が妥当であるかどうかは、弁護士において判断しえるところであり、弁護

士を通じてなされた支払いが、寄付の強要であったということは到底いえない。

以上のことから、請求人の請求事由1については、理由がないものである。

(2) 請求事由2について

請求事由2は、教諭についての懲戒処分を求める請求であり、前記の通り、本件においては、教諭に懲戒処分がなされていないことはその通りであるが、監査委員は、教諭が処分に該当するか否かについては、これが、財務会計上の行為を監査する前提に必要である場合に、いかなる事情のもとでも判断をなしえないと即断するものではないが、本件では、以上の通り、必然的に前提となるものともいえないので、この事由については判断する必要が無く、もとより、処分そのものを求める請求は、監査請求によってなしえないものとして、却下すべきものである。